

一般国道432号（竹原バイパス）道路改良事業に係る
神田遺跡土壌等分析業務委託特記仕様書

（目的）

第1条 本特記仕様書は、公益財団法人広島県教育事業団（甲）が、分析業務受託者（乙）に委託する、一般国道432号（竹原バイパス）道路改良事業に係る神田遺跡土壌等分析業務に関して規定したものである。

（作業基準）

第2条 本業務は、本特記仕様書に基づき実施するものとする。

（業務内容）

第3条 本業務の内容は次のとおりとする。

- （1）業務内容 別紙のとおり
- （2）業務場所 乙の作業所
- （3）履行期間 令和8年7月24日から令和9年2月26日まで

（分析試料の採取）

第4条 本業務の分析試料については、乙が甲の埋蔵文化財調査室（広島県広島市西区観音新町四丁目8番49号）において採取するものとし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

（業務実施計画書）

第5条 乙は、本特記仕様書に基づき、作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について業務実施計画書を作成し、甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（履行期間中の資料等の保管）

第6条 本業務の実施により収集・作成された資料（写真・図面及びその他の記録物）については、本業務履行期間中は、乙の責任において適切に管理・保管しなければならない。

- 2 本業務の実施により収集・作成された資料（写真・図面及びその他の記録物）については、許可なく他に利用してはならない。

（成果品）

第7条 乙は、本業務を完了したときは、別紙に示した成果品を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、乙から提出された成果品を検査し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定の検査に合格しないときは、直ちに修正して甲の検査を受けなければならない。

4 成果品の提出・修正に要する経費は、乙が負担するものとする。

(業務委託料の支払い)

第8条 業務委託料の支払いは、本業務完了後の一括払いとする。

2 乙は、前条第2項の検査に最終的に合格したときに、業務委託料の支払いを請求することができる。

(本業務完了後の資料等の取扱い)

第9条 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料(成果品を含む写真・図面及びその他の記録物)の所有権及び著作権は、本業務完了後はすべて甲に帰属するものとする。

2 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料(成果品を含む写真・図面及びその他の記録物)は、本業務完了後においても、甲の許可なく無断で公表し、また第三者に貸与及び使用させてはならないものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第10条 本業務に係る重要な指示等及び協議は、書面により行うものとする。

ただし、業務場所における詳細な指示等及び緊急やむを得ない事情がある場合は、口頭で行うことができるものとする。

(疑義の解決)

第11条 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ決定するものとする。

業務内容

1 目的

本業務は、神田遺跡の時代を特定するとともに、神田遺跡に堆積する土壌の成因、土壌の基本的性質、土壌に含まれる微細物（種子等）を特定することを目的とする。

2 業務内容

(1) 現地試料採取

採取場所：公益財団法人広島県教育事業団事務局 埋蔵文化財調査室
(広島県広島市西区観音新町四丁目 8 番 49 号)

(2) 年代測定

^{14}C 年代測定（土壌試料 10 点に含まれる炭化物の抽出・測定、炭化材 2 点及び炭化物 6 点の測定、木製品 1 点の測定）

(3) 土壌分析

- ア 植物珪酸体分析（土壌試料 10 点に含まれる植物珪酸体の確認）
- イ 微細物分析（土壌試料 10 点の洗出し及び分析、洗出し試料同定及び解析）

(4) 土壌理化学分析

- ア 試料調整（土壌試料 10 点の乾燥・粉碎・資料情報の記載）
- イ 全炭素・全窒素（土壌試料に含まれる全炭素・全窒素含有率の分析）

(5) 樹種同定

炭化材 1 点、炭化物 1 点、木製品 1 点の樹種同定

(6) 報告書作成

- ア 本業務の報告書は、発掘調査報告書中に掲載するため、次の報告書体裁に沿って作成する。特に、図表・写真の添付には、版面の大きさに留意する。なお、この報告書体裁により難しい場合は、別途甲と協議すること。

報告書体裁

区 分		内 容
版組・組型		A 4 版・横組
版面の大きさ		横 16.0 cm、縦 23.5 cm（うち 0.5 cm はキャプション分）
本文	字体及びポイント	MS 明朝体 10.5 ポイント
	字数	43 字
	行数	35 行
タイトル	字体及びポイント	MS 明朝体 14~16 ポイント
小見出し	字体及びポイント	MS ゴシック体 10.5 ポイント
註	字体及びポイント	MS 明朝体 9 ポイント

イ 報告書には、文化庁編『発掘調査の手引き－整理・報告書編－』（2010）の「第IV章報告書の記載事項 5 自然科学分析」（P180）を参考に、本業務の目的・業務内容・作業手順・使用機材・結果・考察を、図表・写真等を用いてわかりやすく記載すること。

ウ 報告書は製本したもののほか、USB メモリー等に記録したデジタルデータを納入する。このデジタルデータは、Microsoft 社製「Word」「Excel」で編集が可能であることとする。また、独自で作成した外字は使用しないこととする。

3 分析試料点数

(1) 年代測定資料

試料 19 点（土壌試料 10 点、炭化材 2 点、炭化物 6 点、木製品 1 点）

(2) 土壌分析試料

試料 10 点（土壌試料 10 点）

(3) 土壌理化学分析試料

試料 10 点（土壌試料 10 点）

(4) 樹種同定資料

試料 3 点（炭化材 1 点、炭化物 1 点、木製品 1 点）

4 成果品

	名 称 等	数 量
1	報告書（製本したもの）	2 部
2	報告書デジタルデータファイル（USB メモリー等へ書き込んだもの）	一式
3	本業務の実施により収集・作成した資料	一式
4	その他、甲の指示したもの	一式

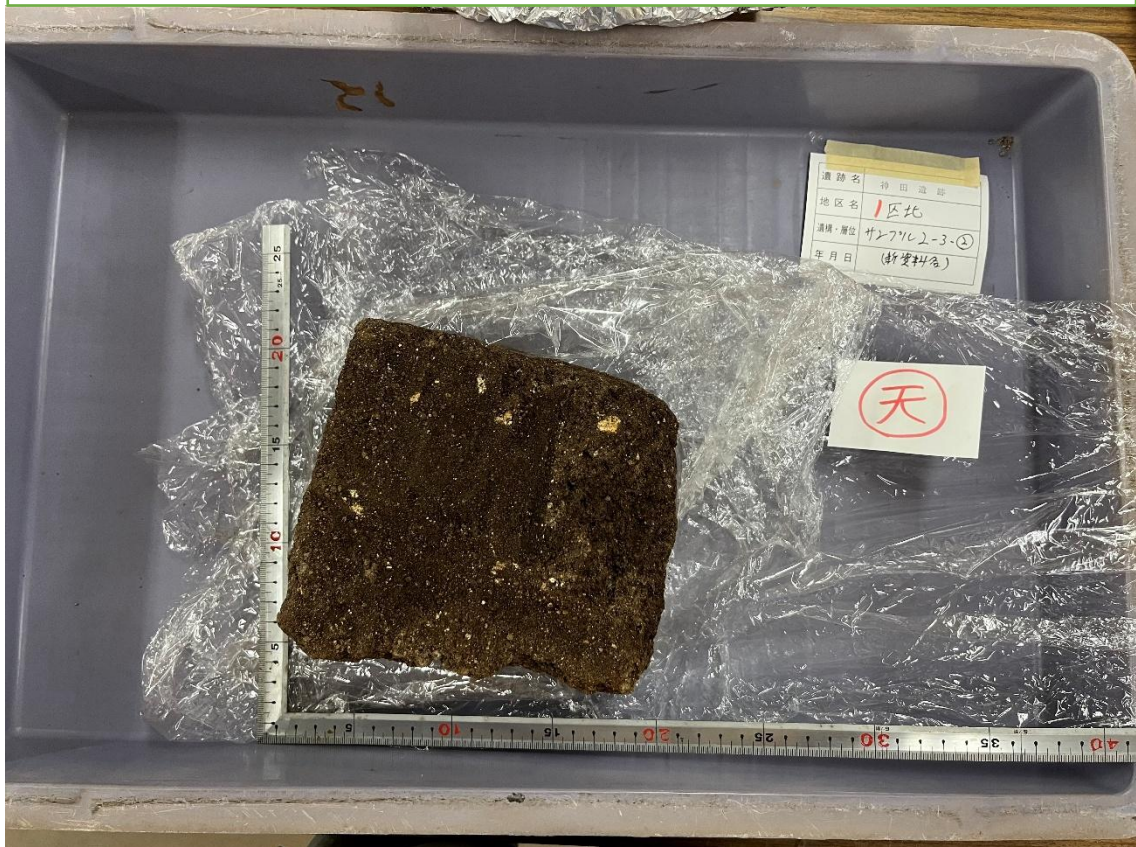
5 その他

本仕様に定めのない事項については、委託者と協議し指示に従うこととする。

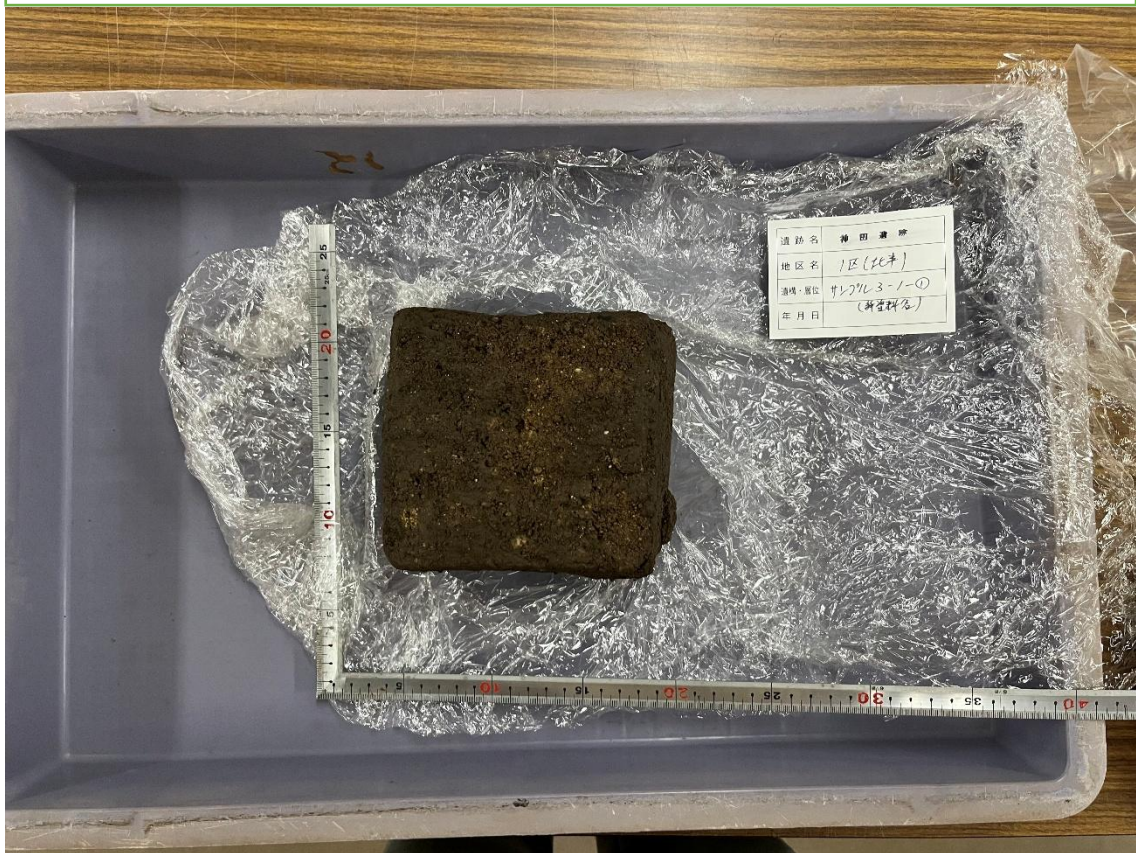
試料1 土壤分析 1区北壁①



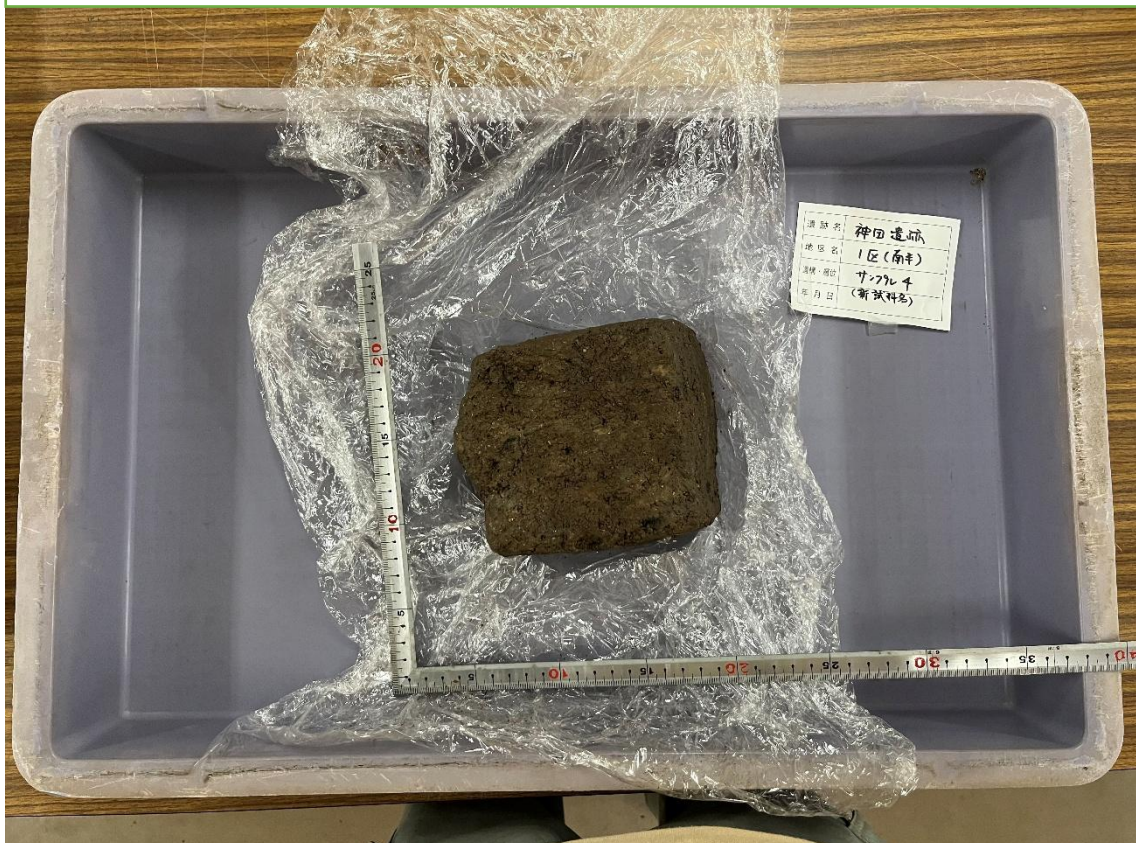
試料2 土壤分析 1区北壁②



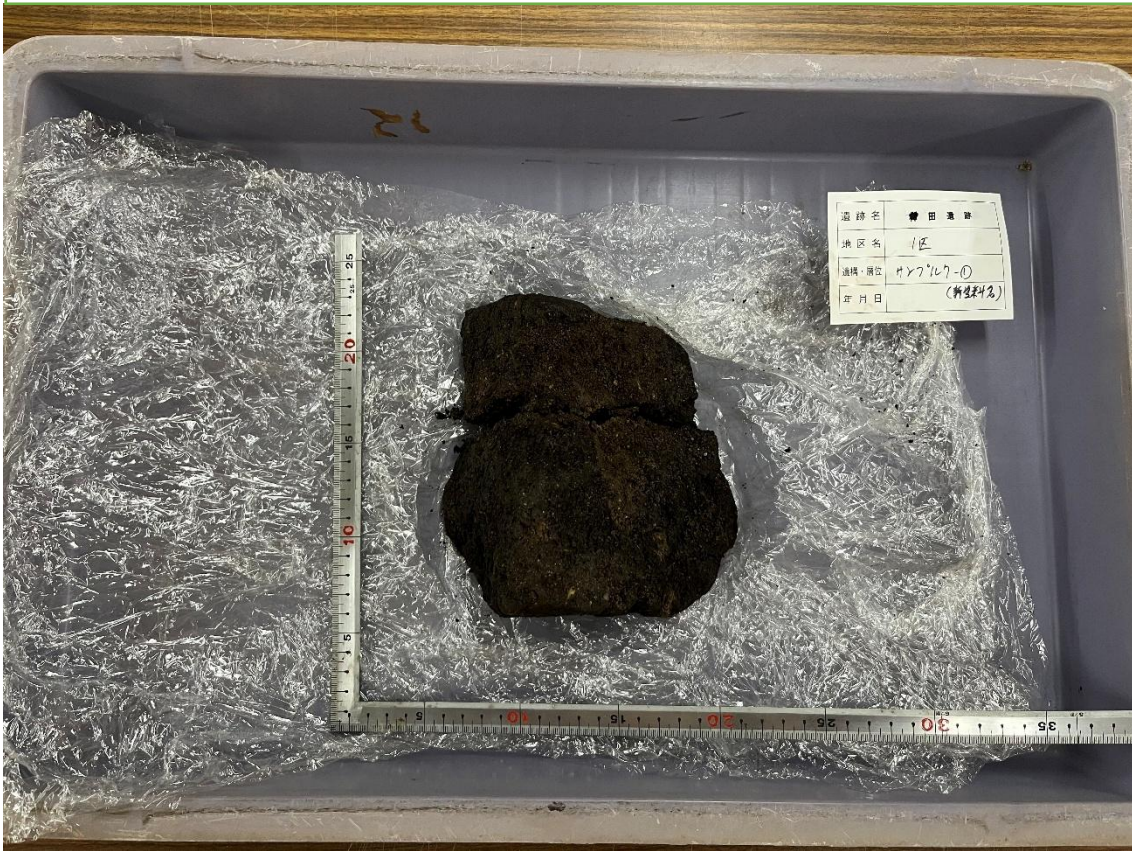
試料3 土壤分析 1区北半 水田耕作土



試料4 土壤分析 1区南半 水田耕作土



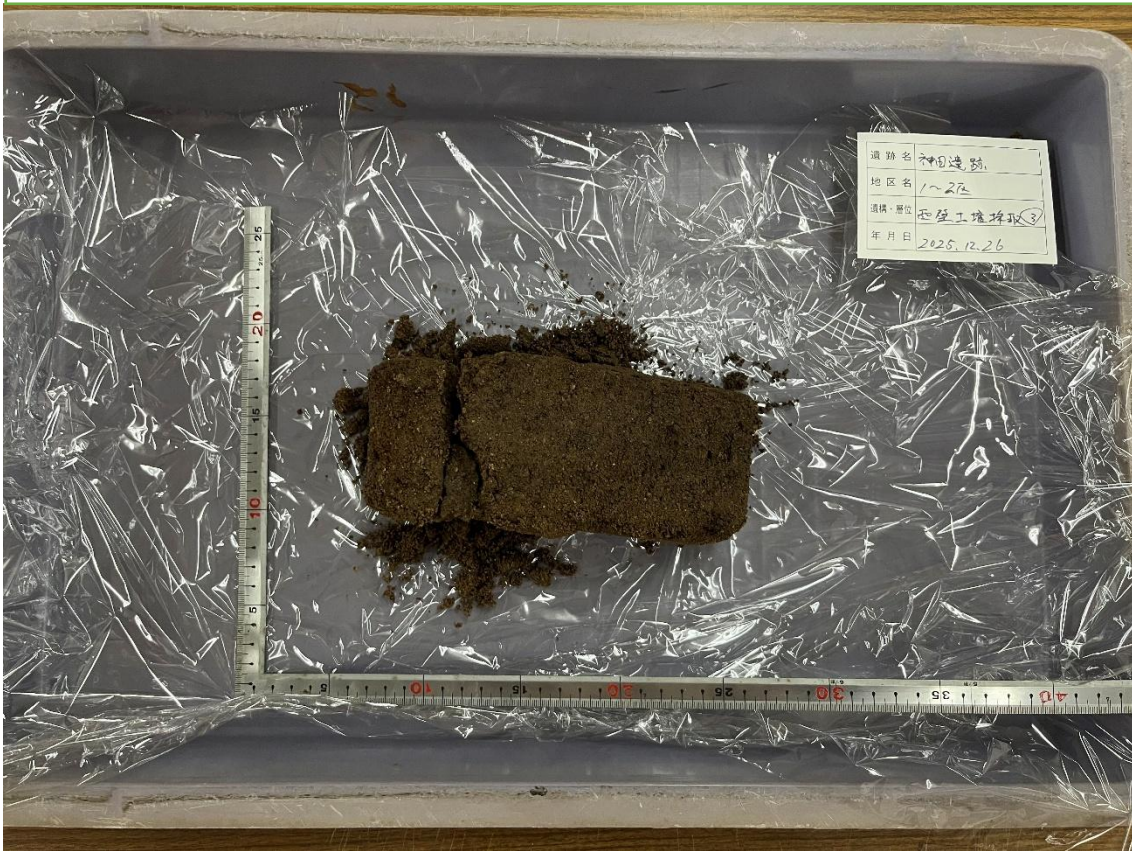
試料5 土壤分析 1区 耕作土下層暗褐色土



試料6 土壤分析 1~2区(生活道下) 東壁 耕作土



試料7 土壤分析 1～2区 (生活道下) 西壁 耕作土



試料8 土壤分析 2区 耕作土



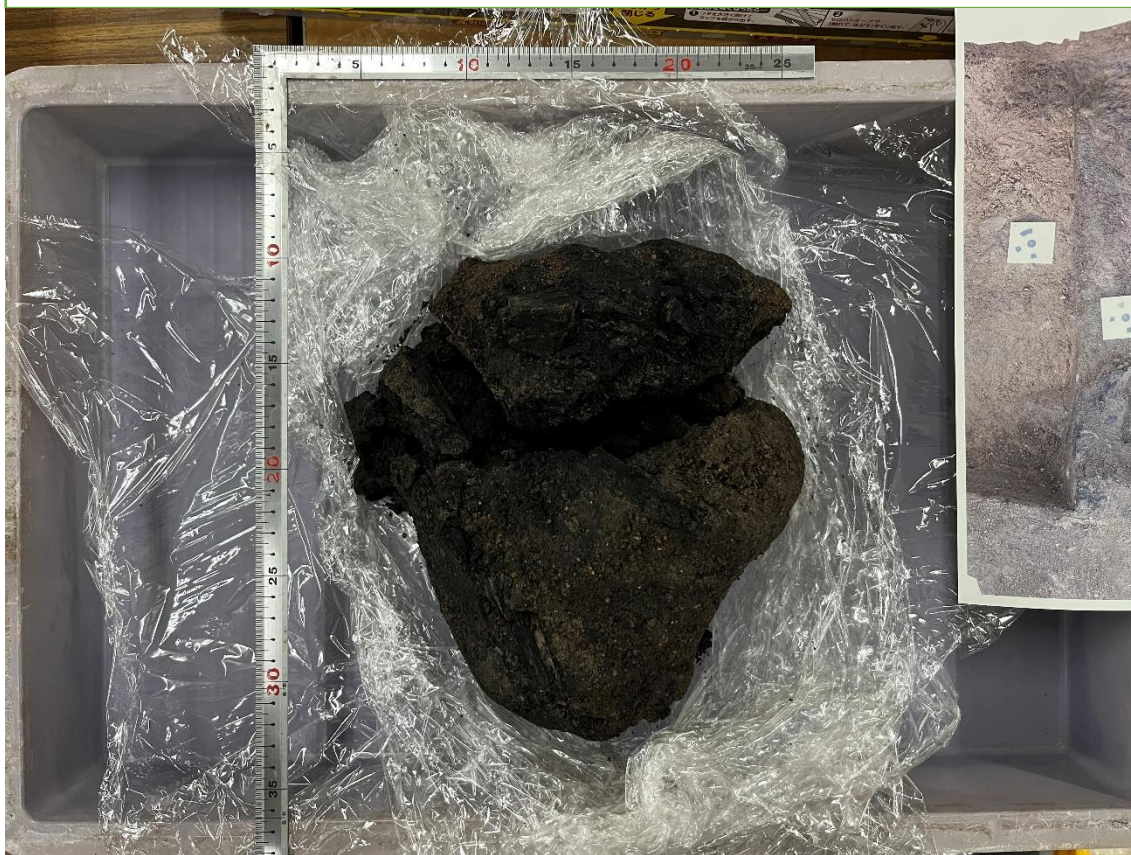
試料9 土壤分析 2区 耕作土



試料10 土壤分析 3区 耕作土



試料 11 炭化材 1区 SI2 14C年代測定・樹種同定



試料 12 炭化物 1区 SX7 14C年代測定・樹種同定



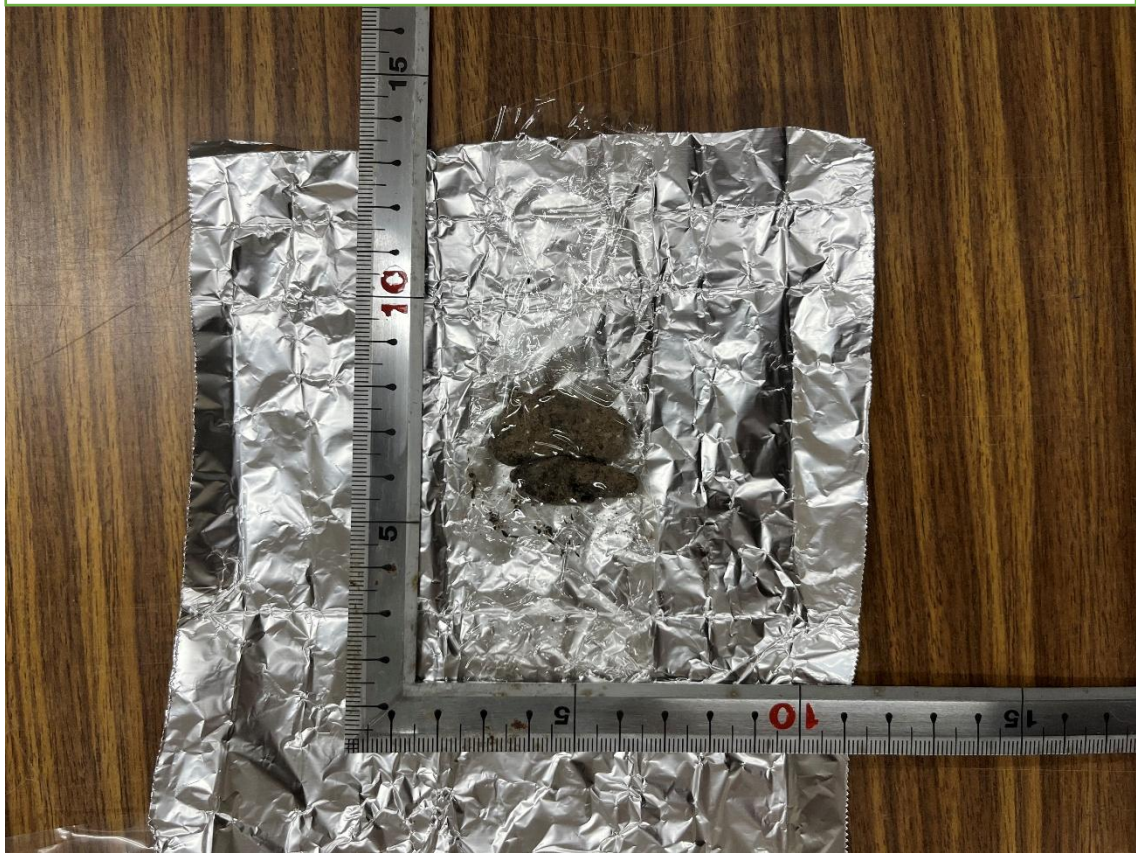
試料 13 杭 3区 杭2 14C年代測定・樹種同定



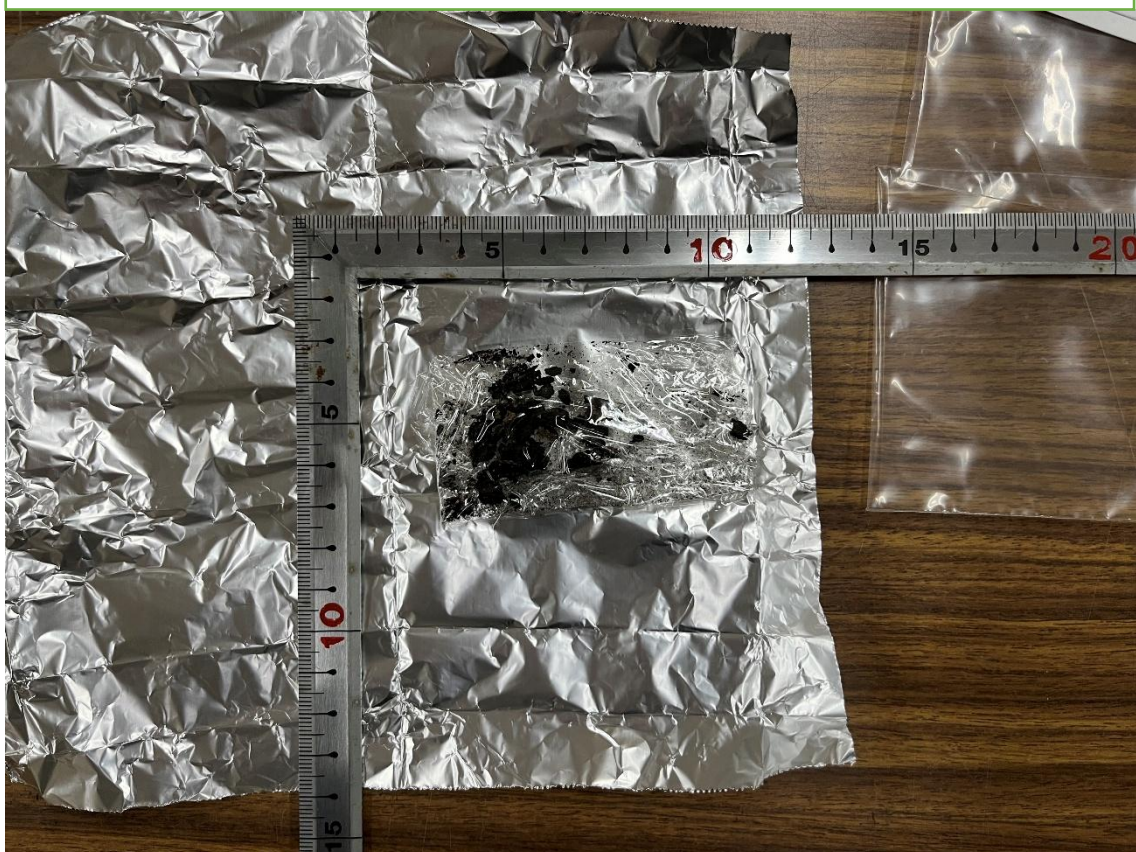
試料 14 炭化材 1区 SI1 床内 14C年代測定



試料 15 炭化物 1区 SB1-P9 埋土 14C年代測定



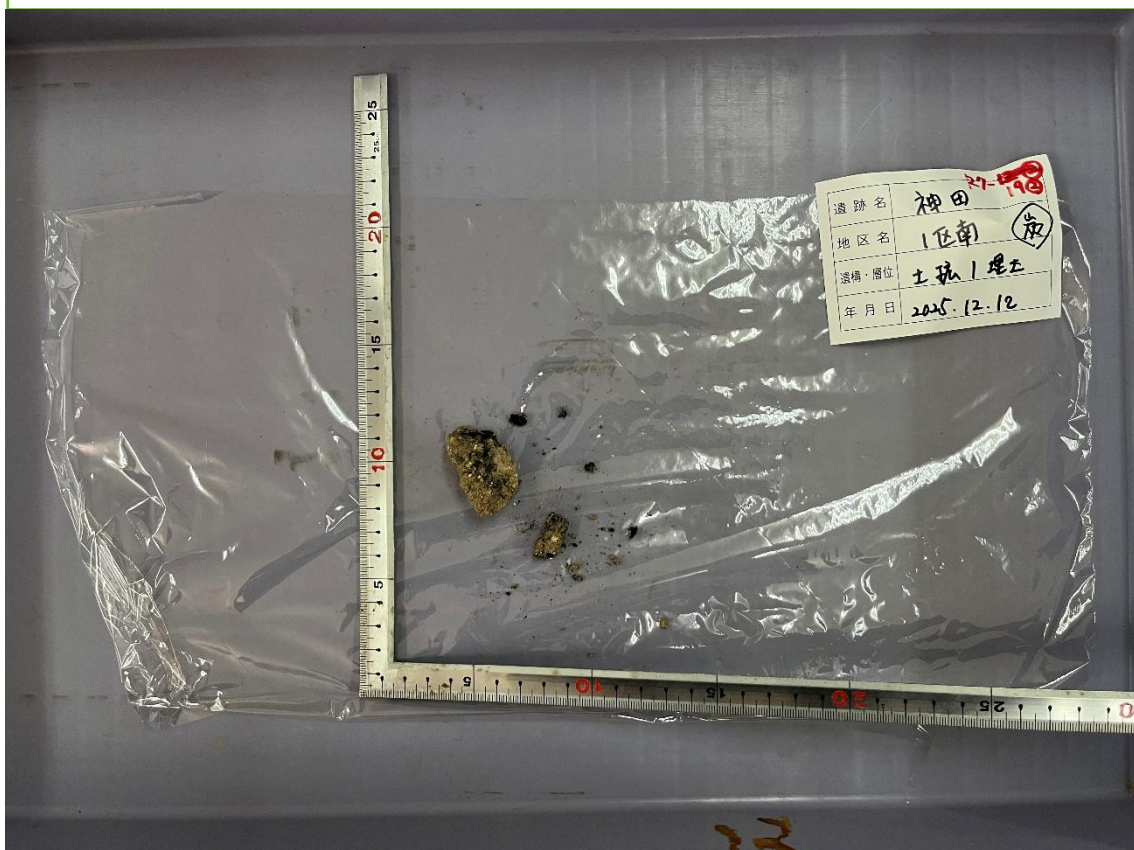
試料 16 炭化物 2区 SB5-SP65 埋土 14C年代測定



試料 17 炭化物 2区 SX9 埋土上層 14C年代測定



試料 18 炭化物 1～2区 土坑1 埋土 14C年代測定



試料 19 炭化物 3区 杭1 付近水田面直上 14C 年代測定

